

特記仕様書

業 務 名：旧国鉄清算事業団用地ほか用地測量業務委託

業 務 箇 所：明石市西明石南町1丁目ほか地内

履 行 期 限：令和5年3月31日限り

※ただし、本件業務委託は、市議会にて予算案の承認を受け、履行期限を2023年（令和5年）8月31日限りに変更する予定である。

1 適用範囲

- ① 本特記仕様書は、明石市（以下「発注者」という。）の実施する上記の委託業務に適用する。
- ② 本業務の実施にあたっては、本特記仕様書によるほか、明石市測量委託共通仕様書及び不動産登記等業務（表示関係）共通仕様書(国土交通省近畿地方整備局)を準用するものとする。
これらに定めのない事項または疑義が生じた場合については、発注者と協議するものとする。

2 業務目的

本業務は、西明石駅周辺地区における地域活性化に向けた公共施設の配置検討を行うため、旧国鉄清算事業団用地及び北側に隣接する道路及び河川の境界を確認し、登記処理を行うものである。

3-1 業務の概要（境界確認及び地図訂正）

1) 調査業務

本業務に関連する公簿類、地図類、図面類及び疎明書面を調査し、現地調査のうで筆界確認することにより、民有地境界及び公共用地境界を確認する。

2) 測量業務

本業務に関連する測量成果の貸与を受け、また、1) 調査業務に基づき鉄道事業者と協議のうえ、旧国鉄清算事業団用地、同地北に隣接する道路、河川及び軌道敷を面積測量し、測量原図を作成する。

3) 申請手続き業務

上記2) 測量業務に基づき、旧国鉄清算事業団用地北に隣接する道路、河川及び軌道敷を分筆登記申請する。

4) 書類の作成等

上記2) 測量業務に基づき、筆界確認書を作成する。

5) 筆界確認書への署名・押印

上記4) で作成した筆界確認書等に、署名・押印を得る作業を行う。

6) 地図訂正業務

現地における土地利用状況、公図および登記記録について分析し、公図に示されていない登記記録を復元するため、神戸地方方法務局明石支局に地図訂正を申出する。

3-2 打合せ

本業務においては、業務着手時、中間打ち合わせ（1回）、成果品納入時の計3回を予定している。

4 貸与資料

本業務の実施に必要な報告書及び資料などのうち、発注者が所有する以下のものについては、受注者に貸与する。受注者は破損、滅失、盗難などの事故が無いよう十分注意して取扱い、事故があった場合には受注者の負担により復旧するものとする。また、業務完了後は速やかに返納するものとする。

- ①西明石駅周辺現況図作成業務委託（平成 27 年度）報告書
- ②西明石旧国鉄清算事業団用地測量業務委託(平成 29 年度)報告書

5 提出書類等

受注者は、業務着手に際して発注者と十分な打ち合わせを行い、以下に示す図書を提出期限内に提出しなければならない。

- ① 着手届・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 契約締結後 10 日以内
- ② 主任担当者通知書・・・・・・・・・・・・ 契約締結後速やかに
- ③ 主任担当者経歴書・・・・・・・・・・・・ 契約締結後速やかに
- ④ 業務従事者通知書・・・・・・・・・・・・ 契約締結後速やかに
- ⑤ 業務計画書・・・・・・・・・・・・・・・・ 契約締結後 14 日以内（休日を含む）
- ⑥ 業務工程書・・・・・・・・・・・・・・・・ 契約締結後 7 日以内

6 守秘義務

受注者は、本業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

7 検査及び完了

本業務は、成果品の検査合格をもって完了とする。

ただし、完了後であっても誤謬が発見された場合には、受注者は自らの費用により修正及び再作業を行わなければならない。また、これに要する経費は受注者の負担とする。

8 その他

受注者は、本市監督員と連絡を密にし、意思の疎通を計るよう心掛けなければならない。

なお、必要が生じた場合には変更契約を行うが、原則として業務委託完了時に一括して変更契約を行うものとする。

9 成果物

受注者は、下記に示す成果品を作成し、「土木設計委託等委託必携（兵庫県まちづくり技術センター発行）」第 117 条成果品の提出、第 1116 条成果物の提出に準じて納品する。

成果品の寸法及び提出部数は以下のとおりとする。

- ・ 電子媒体(報告書、CAD データ等) ～ 1 式
- ・ 報告書(A4 判) ～ 2 部
- ・ その他監督員から指示があったもの ～ 適宜

納入した成果品は、発注者の承認を受けずに他に公表、貸与及び使用してはならない。